

事業者排出量削減報告書等の公表方法について

- 1 特定事業者の事業者排出量削減報告書の公表方法について
 京都市地球温暖化対策条例では、特定事業者に以下の書類の提出を義務付け、公表することとしている。
 - ・事業者排出量削減計画書及び報告書
 - ・環境マネジメントシステム導入報告書
 - ・新車購入等報告書
 事業者排出量削減計画書については、昨年度、既に公表しているが、本年7月末提出期限の事業者排出量削減報告書、環境マネジメントシステム導入報告書及び新車購入等報告書については別紙のとおり公表することとしたい。

- 2 自動車販売事業者の新車販売実績報告書の公表方法について
 京都市地球温暖化対策条例では、自動車販売事業者に対して温室効果ガスを排出しない新車等の販売状況の報告を義務付け公表することとしている。
 報告の内容は、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車の新車販売数及びその燃費等であり、下記のとおり、公表することとしたい。

新車販売実績報告書制度(平成23-25年度の報告の公表(例))

[2012年7月18日]

温室効果ガスを排出しない新車等販売状況報告の内容

平成24年度報告(平成23年度分販売実績)

自動車販売事業者新車販売実績(平成23年度分)

販売店	エコカー販売台数	エコカー販売割合	ガソリン、軽油を燃料とする自動車	
			エコカー平均燃費	全体平均燃費
株式会社京都〇〇自動車	●●台	△△%	■■km/l	×〇km/l
京都●●株式会社	××台	×△%	▲▲km/l	×●km/l
京都△△自動車販売株式会社	×〇台	●×%	●〇km/l	×△km/l
株式会社京都■■カー	〇△台	◎◎%	△〇km/l	×▲km/l
京都□□自動車株式会社	□■台	〇▲%	〇□km/l	×▽km/l
京都××販売株式会社	〇〇台	●●%	■〇km/l	×□km/l
株式会社●〇カー京都	△〇台	××%	×△km/l	×■km/l
京都〇〇自動車株式会社	△△台	〇〇%	××km/l	×◎km/l
京都◎◎株式会社	〇〇〇台	□□%	△△km/l	◎◎km/l

※ エコカー：温室効果ガスを排出しない自動車(電気自動車、燃料電池自動車)又は排出の量が相当程度少ない自動車(ガソリン・液化天然ガス自動車：平成22年度燃費基準25%向上達成車、軽油自動車：平成17年度燃費基準25%向上達成車)

「新車販売実績報告書」ホームページ(イメージ)

事業者排出量削減報告書等 公表方法（案）

公表方法は、京都市環境政策局のホームページで、各特定事業者の事業者排出量削減計画書と共に公表する。

新たな京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書制度について（平成23-25年度の計画書/報告書/評価結果の公表（例））

[2012年7月17日]

2011（平成23）年度の事業者排出量削減報告書等について

(4)事業者の一覧

特定事業者から提出された計画書等（部門別＞五十音順）

特定事業者から提出された計画書等（部門別＞五十音順）

部門	事業者名	計画書/報告書(pdfファイル)												実績 評価
		計画書	計画 評価	H23年度			H24年度			H25年度				
				報告書	EMS	新車	報告書	EMS	新車	報告書	EMS	新車		
	〇〇株式会社	○	C	○	○	○								
	●●株式会社	○	A	○	○	○								
	△△株式会社	○	C	○	○	○								
	▲▲株式会社	○	A	○	○	○								
	▽▽株式会社	○	A	○	○	○								
	▼▼株式会社	○	A	○	○	○								
	□□株式会社	○	A	○	○	○								
	■ ■株式会社													

ここをクリックすると「事業者排出量削減報告書」が表示される。

ここをクリックすると「環境マネジメントシステム導入報告書」が表示される。

ここをクリックすると「新車購入報告書等報告書」が表示される。

「事業者排出量削減計画書制度」ホームページ（イメージ）

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		7月26日平成24年						
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市□□□□		報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 〇〇株式会社 代表取締役社長 ▲▲▲▲ 電話 075-222-4555						
主たる業種	■業	細分類番号			6	7	1	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	環境保全に向けて全社的に定めた環境憲章及び、設備更新、運用改善等の取組みにより温室効果ガス排出量の削減に努める。							
計画を推進するための体制	本社不動産部を中心として計画的な設備更新やメンテナンス、効率的な運用により温室効果ガスの排出量削減を実施する。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	5,958.7 トン	5,727.7 トン	トン	トン	-3.9	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,996.2 トン	5,457.4 トン	トン	トン	-9.0	パーセント	
実績に対する自己評価		運用面での省エネ及び、設備改修により排出量を削減できた。 また、グリーン電力証書を1,000,000kWh(250,000kWhは証書未発行)購入した。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積[千㎡])	62.97	60.43			-4.03	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
実績に対する自己評価		蛍光灯の間引きや、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化等の運用面での省エネ及び、計画的な設備改修により原単位当たりの排出量も削減できた。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
		100.0	106.0					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調設備の更新、空調・熱源設備の更新						
	(24)年度							
	(25)年度							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	原則として自動車等による通勤を認めていない。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	措置の内容どおり実施でき、環境保護に貢献できた。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	180.2 トン	トン	トン				
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン					
合 計		270.3 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	小学生を対象に森の働きを学ぶ教室と、実際に自然に触れながら森林保全作業等を体験する探検隊の、二つの環境教育プログラムを実施。							
特記事項								

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市長	7月26日平成24年
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市□□□	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 〇〇株式会社 代表取締役社長 ▲▲▲▲

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	ISO14001
適用範囲	全事業所
導入年月日	平成13年 5月 7日
認証番号	-
基本方針	かけがえない地球環境を次世代へ継承するため、平成13年に環境憲章を制定し、様々な分野において環境配慮に努めています。また、経営会議の諮問機関として環境委員会を設置し、環境保全に向けた全社的な運動を推進しています。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	コピー用紙使用量(対前年を上回らない) 電気使用量(対前年を上回らない) 水道使用量(対前年を上回らない) 従業員向け環境教育(環境研修の複数回実施) お客様向け環境教育(子どもたちへの環境教育を実施) 環境ボランティア(参加者の裾野拡大)
目標を達成するための取組の内容	<オフィスでの取組> 平成3年から紙使用量の削減、古紙のリサイクルを推進してきました。また、環境憲章の制定により、電気・水道使用量の削減をはじめとする省資源・省エネルギーへの取組を一層強化したほか、分別廃棄の徹底、グリーン購入、職員への環境教育等に積極的に取り組んでいます。また、本店と東京本部で使用した紙は、全て製紙工場に持ち込み、リサイクルする仕組を構築しています。 <社会貢献活動として行う環境取組> 「仕事で使うたくさんの紙の資源を、自分たちの手で地球に返したい」という考えのもと、友の会は、緑の財団と協力して、平成4年度に植樹活動をスタートしました。毎年の植樹と、これまでに植樹した育樹（下草刈り・除伐等）には職員もボランティアとして参加し、環境意識の啓発にもつながっています。
目標を達成するための取組の進捗状況	コピー用紙使用量(対前年▲0.2%) 電気使用量(対前年+6.8%) 水道使用量(対前年+3.9%) 従業員向け環境教育(環境朝礼を実施6月・8月・10月・1月) お客様向け環境教育 環境ボランティア(約14,000名が参加、対前年+2,500名)
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	これまでの植樹活動で19年間に植えた苗木は128万本を超え、43都道府県の184カ所（約427ha）に広がっています。
事業活動に係る法令の遵守の状況	経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、全般的統制・管理を行っています。 また、各部門の業務を法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」等を作成し、全役員・職員に徹底しています。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境目的・目標の設定を行い、実行し、定期的な見直しを図ることで、取り組みの継続的な改善に努めています。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	7月26日平成24年
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市□□□	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 〇〇株式会社 代表取締役社長 ▲▲▲▲ 電話 075-222-4555

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

		(H23) 年度	(H24) 年度	(H25) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	1 台	台	台	1 台
		賃 借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	合 計 台 数 ①	1 台	台	台	1 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)		0.7 パーセント	パーセント	パーセント	0.7 パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	2 台	台	台	2 台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	97 台	台	台	97 台
		賃 借	台	台	台	台
合 計 台 数 ②	99 台	台	台	99 台		
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)		66.0 パーセント	パーセント	パーセント	66.0 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)		100 台	台	台	100 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		150 台	台	台	150 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)		66.7 パーセント	パーセント	パーセント	66.7 パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。